

小・中学校の指定学校変更について（基準と手続き）

羽生市では、小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、下記基準に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定された学校を変更することが出来る場合があります。

1 指定学校変更の基準

※ { 内の添付書類は、どれか一つで結構です

理 由	該 当 学 年	許 可 基 準	許 可 期 間	許 可 願 の 他 に 必 要 な 書 類
1. 学期途中の転居	小学 1～5 年 中学 1～2 年	・学期途中での異動の場合 ・通学上、指導上支障がない場合	学期末まで	① 自宅から学校までの略図
2. 最終学年途中の転居	最 終 学 年 (小6、中3)	・年度途中での異動の場合 ・通学上、指導上支障がない場合	卒 業 まで	① 自宅から学校までの略図
3. 転 居 予 定	小・中学校 全 学 年	・近い将来、転居することが確実であるため、 あらかじめ転居先学区の学校に就学する場合 ・新築、改築期間中等の一時的転居の場合	入居予定日まで (原則6ヶ月以内)	① <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認通知書写し ・売買・賃貸契約書写し ・工事請負契約書写し等 ② 自宅から学校までの略図
4. 留 守 家 庭	小学 1 年～6 年	・保護者が共働き等で学童保育や保護者の 実家等がある学区内の学校に就学する場合	事由の存する期間 (学年毎に更新)	① <ul style="list-style-type: none"> ・両親の在職証明 ・学童保育室入所証明 ② 実家の承諾書 ③ 実家から学校までの略図
5. 身 体 的 理 由	小・中学校 全 学 年	・病弱により、学区内の学校への通学が 困難である場合、また転校による環境の 変化への適応が困難な病状であると認 められる場合	病状が回復するまで (1年毎に更新)	① <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・学校長の意見書 ② 自宅から学校までの略図
6. 精 神 的 理 由	小・中学校 全 学 年	・不登校の状態にあり、転校により解消 を図ろうとする場合、また改善に向か っており転校が望ましくない場合	事 由 解 消 まで (1年毎に更新)	① <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・市内相談機関の意見書 ・学校長の意見書 ② 自宅から学校までの略図
7. 部活動に係る事情	中学校入学時	・指定された学校に小学校の時にしていた スポーツ等の部活動がない場合	事由の存する期間 (学年毎に更新)	① 自宅から学校までの略図
8. 住民票の異動手続きを伴わない転居	小・中学校 全 学 年	・学区内に居住していることが証明された場合	住民登録が行われるまで (学年毎に更新)	① <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸契約書 ・住所証明書
9. 地 域 的 事 情	小・中学校 全 学 年	・自治会などが通学区域と異なる場合など	事由の存する期間 (学年毎に更新)	① 自宅から学校までの略図
10. 小規模特認校制度	小学校全学年	・小規模特認校への通学を希望する場合	小学校卒業まで	① 小規模特認校要綱に定める入学（転入）願

2 指定学校外就学許可申請における注意事項

- ① 転居、小規模特認校制度以外の理由での指定外許可は、原則申請年度末日までとなります。
引続き指定外許可を希望する場合は、毎年度申請が必要となりますので、前年度に許可を受け、申請が必要と思われる方には毎年12月頃、学校教育課より通知いたします。
- ② 指定外許可を受け、年度途中で通学している学校の学区へ転居する場合や、市外へ転出する場合は指定外解除となりますので、学校教育課までご連絡下さい。
- ③ 申請内容に不正（虚偽）が認められた場合は、許可を取り消す場合があります。

ご不明な点がございましたら、羽生市教育委員会学校教育課へ早めにお問い合わせ下さい。

☎048-561-1121 内線 308